

令和元年 10 月 8 日

庁 議 資 料

## 「子どもの生活実態調査」データ利用に関する覚書

狛江市

首都大学東京

## 「子どもの生活実態調査」データ利用に関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と公立大学法人首都大学東京（以下「乙」という。）とは、甲が実施した「子どもの生活実態調査（平成30年6月実施）」（以下「本調査」という。）の成果、単純集計データ、及びローデータ（以下「データ」という。）の利用、公表に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が相互連携・協力し、子どもの生活実態や健全な育成環境の向上等に資するため、本調査の成果及びデータの利用、公表について必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲は、本調査の成果及びデータを、乙が研究に用いる限りにおいてその利用を認め、甲及び乙は次の各号に掲げる内容について協力する。

- （1）甲が持つ本調査のデータ（個人を特定し得るデータを除く。）を乙に提供すること。
- （2）乙は、甲より提供を受けたデータに基づく研究成果を甲に提供すること。
- （3）乙においては、「子ども・若者貧困研究センター」（センター長：首都大学東京 人文科学研究科・教授 阿部 彩）が主体となり甲よりデータの提供を受け、連携協力を行うこと。

### （公表）

第3条 甲及び乙が、ホームページ上で公開している本調査の内容について公表等を行う場合は、出典を明記することで、相手方の書面による事前承諾を省略することができる。

- 2 乙は、本覚書において利用を認められたデータを活用した新たな研究結果等を、首都大学東京子ども・若者貧困センターホームページ、学会、講演会、学術雑誌、書籍等において、乙として口頭又は文章で発表することができる。
- 3 前項の公表・発表において、乙は、甲の名称を使用しないものとする。ただし、乙が、前項の公表・発表資料の作成において甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定により、新たな研究結果等を発表した場合は、別紙様式及び当該資料をもって、発表後甲に通知するものとする。

### （経費分担）

第4条 本覚書に係る経費は、原則として各自が負担する。ただし、甲乙の協議により別に定めた場合は、この限りでない。

### （守秘義務）

第5条 本覚書に関して知り得た相手方の秘密情報を、価値ある財産として相互に遵守し、事前に相手方の承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。また、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。

### （有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、本覚書取り交わしの日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙から相手方に対して解除の申し出がないときは、さらに一年間延長するものとし、以後も同様とする。

### （その他）

第7条 本覚書の各事項の解釈に疑義が生じた場合又は本覚書に定めのない事項についての取り決めを必要とする場合は、その都度、甲乙の協議により決定する。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
氏 名 狛江市  
狛江市長 松 原 俊 雄

乙 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
氏 名 公立大学法人首都大学東京  
理 事 長 島 田 晴 雄

年 月 日

市長宛て

「子どもの生活実態調査」のデータ利用  
に関する覚書に基づく公表の通知について

下記のとおり成果等を公表したので、通知します。

記

1 公表日時

2 公表場所（学会，公表媒体等）

3 公表内容概要

4 公表資料原本

別添のとおり

以上